

平成 29 年 10 月 11 日
こども入園課

1号認定の利用者負担額について(幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分))

利用者負担額を現行の額に据え置く。

(理由)

市川市立幼稚園について、平成 27 年度から 28 年度まで経過措置にて利用者負担額を軽減。平成 29 年度より子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園と利用者負担額が同額となったため。

(H27年度～H29年度)

世帯の所得区分	きょうだいの区分	国基準限度額	平成 27 年度 ※経過措置有	平成 28 年度 ※経過措置有	平成 29 年度 ※経過措置無
生活保護世帯	第1子～第3子	0 円	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯	第1子	3,000 円	0 円	0 円	0 円
市民税所得割非課税世帯 (年収 270 万円以下)	第2子以降	0 円	0 円	0 円	0 円
市民税所得割額 77,100 円以下の世帯 (年収 360 万円以下)	第1子	14,100 円	11,000 円	11,600 円	11,200 円
	第2子	7,050 円	5,150 円	5,150 円	4,150 円
	第3子以降	0 円	0 円	0 円	0 円
市民税所得割額 211,200 円以下の世帯 (年収 680 万円以下)	第1子	20,500 円	10,000 円	13,800 円	17,600 円
	第2子	10,250 円	7,350 円	7,350 円	7,350 円
	第3子以降	0 円	0 円	0 円	0 円
市民税所得割額 211,201 円以上の世帯 (年収 680 万円以上)	第1子	25,700 円	10,000 円	16,400 円	22,800 円
	第2子	12,850 円	9,950 円	9,950 円	9,950 円
	第3子以降	0 円	0 円	0 円	0 円

※市川市立幼稚園については、平成27～28年度に経過措置を設けている。

※新制度へ移行した私立幼稚園については、経過措置なし。

2号・3号認定の利用者負担額について
(保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設)

利用者負担額を現行の額に据え置く。

(理由)
従前より、利用者負担額を国の徴収基準額の平均80%で設定している。平成27年度以降、一部基準額の引き上げがあったものの、その影響はわずかで、現在でも平均80%程度を維持しているため。

単位:円

年 収	市階層 (徴収額基準)	3歳未満児			3歳児			4歳以上児			
		国基準額	市徴収額	負担率(%)	国基準額	市徴収額	負担率(%)	国基準額	市徴収額	負担率(%)	
～約640万円	97,000～121,000未満	-	-	-	35,640 (36,980)	27,000	75.8	28,950 (29,980)	23,000	79.4	
	121,000～145,000未満					28,000	78.6		24,000	82.7	
	145,000～169,000未満					29,000	81.4		25,000	86.4	
～約930万円	169,000～185,000未満					30,000	84.2				
	185,000～201,000未満					30,500	85.6		26,000	89.8	
	201,000～217,000未満										
	217,000～233,000未満										
	233,000～250,000未満										
	250,000～267,000未満										
267,000～284,000未満	33,000					92.6			27,000	93.3	
284,000～301,000未満									28,000	96.7	
～1, 130万円	301,000～333,000未満					34,000	95.4				
	333,000～365,000未満										
	365,000～397,000未満										
1, 130万円～	397,000～550,000未満	85,750	68,000	79.3							
	550,000以上	(89,320)	70,000	81.6							

※():国基準額改定後

国基準額に対する市徴収額割合	平均 80. 0%
----------------	-----------



国基準額に対する市徴収額割合	平均 78. 7%
----------------	-----------